

● **人・動物・自動車を除く車両・船舶等に表示するものは規制しません。**

人間、動物、自動車を除く車両、飛行船、熱気球、船などに表示されるものは、許可無く表示できます。

※「自動車を除く車両」とは、電車、自転車、リヤカー、総排気量が125cc以下の二輪車など、道路運送車両法の自動車以外のものを指します。

※許可地域、禁止地域を問わず、通行できます。

◇チラシ、広告付きポケットティッシュなどを配布するのみの行為は、チラシ等が定着性がないため、屋外広告物には該当しませんので、屋外広告物の許可は必要ありません。

◇人が日常生活で着用する服に、メーカー名や図画が表示されていても、許可を得る必要はありません。

◆人が、自らの身体に広告宣伝用のポスターやはり札などを取り付けて、屋外等で、業として宣伝活動を行う場合は、許可を得てください。

＜例＞チンドン屋（チンドン太鼓、大太鼓、楽士、旗持ち、ビラ撒きなどにより、店名やサービス内容などを表示した看板を背負う等による広告宣伝の業）、サンドイッチマン（店名やサービス内容などを表示した前後の振り分け看板やブラカードを持つ等による広告宣伝の業）、路上において、店舗や会場等の案内用ブラカードを持つ等による広告宣伝を行うもの、運送会社等が、自社の事業以外の表示を荷台等に施す場合は屋外広告物の許可を要します。